

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 旅費規程

第 1条 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第29条において無報酬としている理事および理事以外の役員等に対し、本会の会務執行に際し支給する旅費等の費用弁償について必要な事項を定める。

第 2条 旅費は、原則として勤務地又は居住地を起点とし、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。ただし、業務の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合は、この限りではない。

- 2 費用弁償の額は前項の旅費に、1日につき1,000円を加える。
- 3 宿泊料は1泊につき10,000円とする。ただし、本会で宿泊施設を指定した場合は、本会が直接宿泊費の支払いをする。
- 4 特別な事由による出張の場合は、第2条の定めに関わらず、会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人の関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、理事会の議決を経なければ変更する事ができない。